

# 無人航空機（ドローン） 飛行の手続きについて



『千葉港』において無人航空機を飛行させる場合、その付随する行為が船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合、港則法に基づく許可の対象となる場合があります。

## 許可を要する場合があるもの（例）

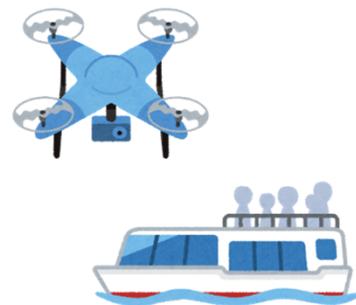
- ✓ 無人航空機の操縦や離発着等のため、同機を操縦する者が乗船する船舶等が一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- ✓ 撮影対象の船舶が一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- ✓ 競技又は曲技等の飛行に必要な工作物（パイロン等）の設置をすることにより一定の水域を占有し、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。
- ✓ 無人航空機の飛行イベントにおいて観覧する船舶による混雑が見込まれ、船舶交通に影響を及ぼすおそれのあるもの。

無人航空機のみが海上を飛行する場合で、船舶交通に影響が及ばない場合は、港則法に基づく手続きは必要ありません。

**手続き必要性の有無など、ご不明な点等ございましたら、以下の問合せ先にお電話ください。**

また、お問合せの際、「飛行予定日時」、「飛行計画場所」、「飛行目的」、「船舶の使用の有無」、「工作物設置の有無」などを確認させていただきますので、予めご確認をお願いします。 ※飛行計画場所は、海図（地図）による説明を求める場合がございます。

- 問合せ先：千葉海上保安部 航行安全課 第二海務係  
☎043-242-0013
- 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く。）



無人航空機の飛行に際しては、航空法等関係法令の遵守をお願いします。  
・航空法に基づく手続きは以下をご参照ください。（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)